

こども商品券利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社トイカードの発行する「こども商品券」（以下「商品券」といいます）の所有者（以下「お客様」といいます）は、この約款により商品券をご利用いただくこととします。

第2条（利用可能店舗）

お客様は、商品券の取扱加盟店（以下「加盟店」といいます）である専門店、デパート、スーパーのおもちゃ売場、遊園地等の施設でその取扱商品・サービスとの引換に利用できません。

2. 加盟店であっても、店舗又は売場によっては、取扱商品が異なる、あるいは一部除外商品があることがあります。詳細は、加盟店にお尋ねください。また、加盟店の内チェーン店、グループ店等の一部では、売場がないため利用できないことがあります。
3. 加盟店は新規の加盟又は退店等により増減、変更することがあります。店頭・店内に加盟店マークの表示がある店舗、あるいは売場で利用できますので確認下さい。

第3条（有効期限）

商品券には、その表面に有効期限が定められておりますので必ず確認下さい。有効期限を過ぎると利用できません。

第4条（利用方法）

お客様は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。

2. 商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。
3. 商品券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。また、商品券の払戻はできません。
4. 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

第5条（利用できない場合）

次の場合は、お客様は商品券を利用することができません。これによる不利益については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 商品券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき
- (3) 商品券の裏面引換店欄に既に店舗のスタンプ又は押印があるとき
- (4) 違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (5) 商品券の3分の1以上が滅失し、当社専用管理コードが判読できないとき
- (6) 汚損等により当社専用管理コードが判読できないとき

第6条（引換商品等の欠陥について）

お客様が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、瑕疵、欠陥その他の問題が生じたとき、お客様は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。

第7条（仕様の変更）

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

第8条（問い合わせ窓口）

お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。

株式会社トイカード 代表電話 03-5806-3760 フリーダイヤル 0120-351-172

第9条（附則）

弊社が平成15年6月30日までに発行いたしました下記の「おもちゃ券」・「トイカード」・旧「こども商品券」(以下、「旧商品券」)は、平成20年12月31日をもって、加盟店での取扱を終了いたしました。

これらの旧商品券をお持ちのお客様は、平成25年12月31日までに、現在発行している有効期限付き「こども商品券」と交換致しますので当社へ送り下さい。

株式会社トイカード 〒111-0043 東京都台東区駒形2-4-11 ヨシクニ駒形ビル4F

記



（詳細はこちらをご覧ください。URL <http://www.toycard.co.jp/info/enter.html>）

2. この約款は、平成23年10月1日から適用します。約款は予告なしに変更することがあります。

以上

平成23年9月15日
株式会社トイカード